平成２３年（フ）第８３号
新潟県胎内市中倉876番地
債務者　小泉　浩美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第８６号
新潟県新発田市新栄町１丁目２番６号
債務者　田村　由美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第９０号
新潟県胎内市高野654番地２、前住所新潟県胎内市つつじが丘下315番地277　メゾンレグルス一205号
債務者　花野　昌芳
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第９３号
新潟県新発田市五十公野4807番地１
債務者　藤間ユキ美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第９４号
新潟県新発田市大栄町５丁目７番20号　モンパレス第４－１－201
債務者　島津　久雄
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第９５号
新潟県村上市小国町４番30号、住民票上の住所新潟県村上市飯野西２番38号
債務者　細野　　浩
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第９８号
新潟県胎内市つつじが丘下315番地242
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第９９号
新潟県新発田市中曽根町２丁目16番５号
債務者　名雪　美鈴
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２８６号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字三出浦14番地９
債務者　那須　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２８７号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字三出浦14番地９
債務者　那須　　悟
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５２号
兵庫県小野市復井町1129番地の２
債務者　日佐　則光
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２２６号
茨城県土浦市真鍋４丁目７番13号
債務者　齊藤　　昇
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８６号
佐賀県佐賀市神野西４丁目21番16―201号
債務者　角田　慎哉
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目１番14号
債務者　山﨑　久子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４８９号
宮城県名取市下増田字田子作188番地　204街区１画地２号棟２号室、住民票上の住所宮城県名取市下増田字屋敷167番地の２
債務者　柳沼　宏昌
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５７５号
仙台市太白区四郎丸字大宮46番地の16
債務者　五十嵐章泰
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５７６号
仙台市太白区四郎丸字大宮46番地の16
債務者　五十嵐澄子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係